

平成27年5月 定例会議

平成27年度

第2回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成27年5月15日

みどり市教育委員会

平成27年度 第2回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成27年5月15日(金) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 丹羽 千津子
2番委員 松崎 靖
3番委員 山同 善子
4番委員 金子 祐次郎
5番委員 石井 逸雄
- ・説明のため出席した者 : 教育部長 松井 篤
教育総務課長 川俣 一広
学校教育課長 保志 守
学校計画課長 小林 幹児
社会教育課長 金高 吉宏
文化財課長 石原 亨夫
富弘美術館事務長 高山 進
- ・本委員会書記 : 教育総務課主査 根岸 美佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課長補佐 石井 宣行

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 教育長報告
- ・日程第4 : 報告第3号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について
- ・日程第5 : 議案第3号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成27年度一般会計補正予算(補正第1号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第1号))
- ・日程第6 : 議案第4号 平成27年度みどり市立学校・幼稚園評議委員の委嘱に

ついて

- ・ 日程第 7 : 議案第 5 号 平成 2 7 年度みどり市社会教育委員の委嘱について
- ・ 日程第 8 : 議案第 6 号 平成 2 7 年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について
- ・ 日程第 9 : 議案第 7 号 平成 2 7 年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について
- ・ 日程第 1 0 : 議案第 8 号 平成 2 7 年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・ 日程第 1 1 : 議案第 9 号 平成 2 7 ・ 2 8 年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について

・ 開会 : 午後 3 時 5 0 分

(委員長) ただいまから平成 2 7 年度第 2 回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。

・ 日程第 1 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第 1、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番 4 番の金子祐次郎委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

・ 日程第 2 会期の決定

(委員長) 日程第 2 の会期の決定ですけれども、平成 2 7 年 5 月 1 5 日 (金) 本日 1 日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日 1 日と決定させていただきます。

・ 日程第 3 教育長報告

(委員長) 日程第 3、教育長報告を石井教育長からお願いいたします。

(教育長) 4月17日から5月14日までというところで、報告をさせていただきます。この時期は各種委嘱状の交付であったり、総会であったり、というところが大きく出ていますので、ご報告をさせていただきます。20日それから23日に教育長の会議がございました。東部管内では明和町が新教育長ということで、唯一というふうなことですけれども、新教育長としてスタートをしたそうです。それから23日の都市教育長協議会の中では、どこの市町村も新体制に向けてという部分の中の、総合教育会議を具体的にどうするか、教育大綱をどうするかということで、一生懸命検討を進めているところでありますので、当市の状況とほぼ同じような状況であるかなというふうなところでございます。それから、25日岩宿の里米っこクラブ開校式に私も初めて参加をさせていただきましたけれども、年間をとおして米を育てるということ、その間には里芋も育てるというふうなことで、各回こじょはんという農家が食べるおやつ見たいなものを食べられるということで、30名の募集ですけれども、それ以上の方が来ていました。その中の1人の方が埼玉から群馬に移り住んで来たそうですが、こんなに素晴らしい体験学習を行って、まさしくこれが教育ですよ。教育長さん良いですね。岩宿博物館はということで、昨年も孫を連れて来たので、今年は違う孫を連れて来ました、と楽しみに来ているそうです。意外と知られていないのですけれども、これだけ年間をとおして米を育てるという体験を系統立ててできるということは、なかなかできないのだろうと、ただあまり多く来過ぎてしまっても困るというところがあるのでしょうか、来ていた方については、6割くらいがリピーターでした。その裏には友の会だとか、古代米の研究会だとか、それから古代料理の研究会、要するに岩宿遺跡を囲む会の人たち各種研究会の人たちが全面的にバックアップをいただいているというところでは、大事な事業なのだなということと改めて感じたことは、こういう人たちが今後も継続的に会が存続できる様な策を今のうちから少し打っていく必要があるなということを感じたところ

ろであります。大変素晴らしい米っこクラブということなのだと改めて感じたところであります。それから1日、11日、12日というところでは、新しい議会関係の対応というところで載せさせていただいていますけれども、議長については伊藤議長さん、副議長については宮崎副議長さんを新聞等でご承知だと思いますが、教育部を所管していただく総務文教常任委員会については、椎名議員さんが委員長、武井議員さんが副委員長という形で決まりました。いろいろな部分を、また相談しながら円滑に進められるようにしていく必要があるなということでもあります。戻りますが7日のところの第4回桐生みどり地区の高校の在り方検討会というところ、今年度の第1回、25年度からスタートしていますけれども、トータルで4回目ということですが、今回桐生みどり地区については、子どもの数が昨年度の数で100とすると、平成33年度にはぐっと落ち込んで、更に41年度に落ち込むというふうな形があって、県教委とすると公立高校桐生商業を含めた公立高校が7つあるのですが、7つを平成33年までには5校にしていかなないと、学校の数が多すぎてしまうという形で、再編に関して検討を進めてきまして、今年の1月に両市の市長、議長、県議会議員等々も入った関係の懇談会という部分の中で、これらについて大筋で7校あるものを平成33年には5校にしていくという方向で良いでしょうという同意が得られました。具体的な方策はどうかというふうなところが、検討される第1回目というところで、県教委の方から具体的な資料が出されましたが、県教委とすると現在2つある実業高校、桐生商業と桐生工業については、比較的出願者も多いという、需要が見込めるということで、ここについては平成33年までは現状の体制で行くと、普通高校5校を3校にしていくという方策で、7校を5校にするという方策を探っていきたいというところで、具体的な検討をお願いしますと資料等を提示されて意見を求められましたが、今回そこだけでは意見が出しきれませんでしたので、引き続き継続審議という形になっているところでございます。それから、

14日関東地区都市教育長協議会の中で、都市教育長の関東地区の会長であります長岡市の教育長が開会のあいさつの中で、新制度導入ということで大分どこの教育委員会も大綱であるとか、新教育長であるとかというところに今心が奪われている、けれども、よくよく今回の教育委員会制度改革の根幹がどこにあったかという、大きな問題が起きたときに責任の所在がはっきりしなかったとか、動きが取れなかったりだとか、ということの問題が露呈して、教育委員会という組織というのは不要であろうというところからも、そもそも論が出てきているのだと、なので私たちは制度も大事であるけれども、今回の教育改革の意図というのをしっかりと捉えながら何か問題が起きたときには、迅速に対応できるような、そういう意志決定の速い、しかも方向性を明確とした動きが取れるような、教育委員会を作ることが求められているので、制度、制度、形、形というところにとらわれていて、そして今回の制度改革の根幹となった根本趣旨というのを誤ると、また、教育委員会はいらないという論が再燃しかねないと、なので同じ轍を繰り返さないために、ここにいる教育長はしっかりと示して制度も1つ大事であるけれども、今回の制度改革どういうところから出てきたのかということをしかりと捉えた上でやっていきたいと思います、非常に重い挨拶がございました。そんなところを教育長の報告とさせていただきます。

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 報告第3号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について

(委員長) 日程第4、報告第3号 教育長の専決に関する報告（臨時職員の任用）について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、川俣教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) 次のページをお願いいたします。臨時職員の一覧ということで、6名の方を臨時職員として、教育長の専決ということで雇用しておりますので報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 川俣課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(委員長) ご質問がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、報告第3号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について、承認することよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、承認することといたします。

・日程第5 議案第3号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成27年度一般会計補正予算(補正第1号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第1号))

(委員長) 議案第3号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成27年度一般会計補正予算(補正第1号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第1号))、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、各課長、事務長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 資料の1ページをご覧ください。このたび施策でいうと学校教育の充実になりますけども、生徒健康管理事業の11節になります、需用費の中の消耗品費ということで、中学校の5校のAEDのバッテリー、それからパットということで、こちらの方が有効期限が切れているものが計上で

きませんでしたので、増補正をして対応したいというふうに考えております。補正額については、バッテリーとパットそれぞれ5つということで、消費税込みで34万1,000円であります。こちらについては、例年調査等も含めて時期の確認等をしているところではありますが、台数が多い中、有効期限のばらつきがあるというところが現状ありますので、今後その辺の期限を合わせてというふうなところで対応できればと思っているところです。よろしくお願いいたします。

(委員長) それでは続けて社会教育課お願いいたします。

(社会教育課長) 今回、人事異動によりまして東公民館維持管理事業、それから市民体育館総務事業というところで、館長が代わったわけですが、防火管理者が変わったために資格を持っていた人がいなくなってしまったということで、急遽7,000円の補正をさせていただくということで、その講習会の費用を計上させていただきました。両方同じ金額でございます。以上です。

(委員長) 富弘美術館お願いします。

(富弘美術館事務長) 富弘美術館ですが、3ページで一般会計から繰出金を2万8,000円ほど減額しています。4ページを見ていただきまして、2万8,000円につきましては、今回職員の人事異動に伴いまして2万8,000円が減額になる、それを一般会計繰入金から減額して歳入、歳出を同額にしています。以上です。

(委員長) 各課長、事務長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質問がございますか。

(山同委員) AEDのところで伺いたいのですが、AEDは現在小学校各校にいくつくらいあるのですか。

(学校教育課長) 1つになります。

(山同委員) そうしますと小学校が8つ、中学校が5つ、幼稚園が1つの14あるのですね。結構今AEDってリースみたいなことを良く聞くのですが、これ

は購入してあるということですか。

(学校教育課長)　そうですね。市費で購入しています。バッテリーが4年に1度期限がありまして、パッドについて2年ということですずれているところがあるのですが、それぞれが月もずれていたりしているようなところがあるので、今後は合わせていく方向で考えています。

(山同委員)　AED自体というのは、どのくらい使えるのですか。半永久ということはないですね。

(学校教育課長)　半永久というところでの期限は確認していませんけれども、そこでの交換予定はしていません。

(山同委員)　部品を交換していけば長い時間使えるということですね。

(学校教育課長)　そういうことだと思います。

(委員長)　他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。議案第3号 議会の議決を経るべき議案の原案について（平成27年度一般会計補正予算（補正第1号）、富弘美術館事業特別会計補正予算（補正第1号））、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

(委員長)　挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第4号 平成27年度みどり市立学校・幼稚園評議委員の委嘱について

(委員長)　日程第6、議案第4号 平成27年度みどり市立学校・幼稚園評議委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

（事務局にて議案朗読）

(委員長)　事務局の朗読が終わりましたので、保志学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 一覧表をご覧いただきながら、説明させていただければと思います。

今年度、学校評議員については、学校長の推薦という形で毎年出していた方々を教育委員会議で委嘱ということになります。この学校評議員制度については、平成12年の1月に学校教育法施行規則が一部改正ということで、学校評議員を設定できるというような法律になりました。みどり市の方では、管理規則44条で置くことができるというふうに定めておりますけれども、人数については、みどり市の学校・幼稚園評議員設置要綱というところで、10人以内ということで、数が決まっているところです。合併前の様子からすると東地区が3名、笠懸地区が5名、大間々地区が8名ほどというようなところでありましたが、ここ数年の動きとすると人数を増やすような形で各校とも考えているところですが、学校によってご覧いただく数のおりですが、若干多いところと少ないところが出ています。全体では昨年度は101名ということで、今年度が103名ということで2名の増となっているところです。1番右側に年数ということで、継続とまた新規を含めて年数が書かれています。3年、2年、1年というふうなところが、増えてきているというような動きがありますけれども、9年以上というふうなところについては、21名と5分の1であるので、そろそろ入替えというふうなところですかね。高齢者の方もいらっしゃるので、そんな動きも含めて各学校では検討をされております。男女の比率でいいますと、今回38.8パーセントという比率で、女性が若干少なめというところです。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

(委員長) 保志課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(教育長) 委員長1つよろしいでしょうか。先ほど課長の方からありましたように、地区の経緯的なところもあって、どちらかというと笠懸地区が少なめの数というふうなところに来ていたところもあるのですが、みどり市とすると10名以内というふうな形まで良いと考えたときに、今より開かれた学校

づくり、それから地域の方々に理解をしていただくというふうな形の趣旨から考えると、本当にこの数で良いのだろうか、というところを教育委員会議の中に改めて提案をさせていただいて、皆さんの意見をお聞きした上で、また学校への指導をしていきたいと思っていますけれども、コミュニティ・スクールはいかがかということで、一般質問等でも随分いただいたところもある中で、コミュニティ・スクールというふうな形で地域の住民の方の学校経営の参加というふうなところもあるし、それから学校評議員制度という形で校長の求めに応じて意見を言うことができるという形で校長にとってみると都合の悪いところは使わなくて済むというそんな要素もあるので、やはり地域の方々にご理解をいただいた上での学校運営を進めるということを考えると、先ほど課長からもあったように、長くいるという人はそれだけ大事なポジションでいて必要なだろうというところもあって、それはそれとして良いと思うのですが、もう少し男女バランスを含めたり、それから数も増やせるところについては、少し数も増やしていくという形で、学校の応援団をもっと増やすという考え方を持っていく必要があるのかなと思いますけれども、皆さんの考え方をお聞かせいただけたらと思います。

(委員長) 教育長の意見に関していかがでしょうか。

(委員長) 私も以前、学校評議員をやったことがあるのですが、年に2回くらいでしょうかね。年度始めと年度終わりくらいな感じで、形だけのものになっているかなという感想はあります。ただ、以前体験したことなので、学校にすごく厳しい意見を持っている地元の方がいらして、その方を評議員にお願いしたら、すごく協力的な、力強い味方になったということがあったのですね。それだけ学校のことを気にしていて下さるから子どもが横に広がって歩いていたよとか、割と細かいことも目に付くのだけれども、その人がひとたび味方になってくれるとすごく学校に協力的だったりするのですね。だからやはり地元の人を巻き込んで10名以内と

いうのでしたら10名まではお願いして、形だけにならないようにしていくような、学校としてもせっかくお願いしてこういうのがあるからお願いしないとみたいな、ただの義務感でお願いするのではなくて、ちゃんとその方達から意見をいただいたり、アドバイスをもらったりということがなるべく活きたものにしていければと思います。

(山同委員) 学校応援団という意味では、たくさんの方に満遍なく関わっていただけるというのは、大事なことだと思います。こういう評議員になったことによってアンテナが立つというか、地域のアンテナが立つという部分もあると思いますし、ぜひそういう意味では、特別な人を配置しなくても、例えば、こういうところで1つ何か学校から持ちかけていただくことによって、地域の方々に協力をいただけたり、良いヒントをいただけたりということもあると思うので、形で何々の役職の方だから入れなくてはいけないということではなくて、本当にいろいろな意味で満遍なく入っていただけると良いのかなと思います。

(教育長) 私はこんなふうに考えて校長のときやって来たのですけれども、基本的に学校関係者評価というものが、学校評価については求められていて、各学校は評議員さん方を学校関係者という形の位置づけ、難しいところもあるのですけれども、今評価委員という形を兼務していただいているところがあるのですね。それが実情なのだと思います。評議員の他に評価委員を設けるというのもなかなか大変ですので、そうやって来ると評価委員というのは数が多くなければ駄目だろうというような形のもの、それからもう1つは、学校評価も含めて1年間学校をどう運営するかということを校長は方針を出して、そしてこういうようにやっていきたいのだということと、実情話をして理解を求めてやっていくのですが、年に2回だと駄目なのですね。大間々北小については、昨年から3回やらしてほしい、そして中間報告をさせて下さいということで、12月に中間報告を入れて、これは良い報告だということでご理解いただきました。結果的には私は、そこに立

ち会えなかったのですが、授業参観や大北小は音楽集会というのを朝もっていますから、こういうふうに地域の方に来ていただく時間がありますので、ぜひこの間については、時間をできるだけ作って来てくださいというお願いをしてきました。要するに、そういうようにして学校の日々の活動を見ていただいて、評価結果と合わせて意見をくださいというふうな形にさせてほしいということを出しましたら、授業参観のときには評議員の方ほとんど全員来て下さいました。これはとても助かることで、大北小については、その後地区懇談会があるのですが、この評議員の方々が満遍なく各地区に散らばって、地区懇談会で話題が出ている。校長はこうしているのだってよ、だからこうなっているのだってよ、というふうに言ってお下さるのですね。なのでやはり、これから学校というふうなものを考えて行くときに、学校の説明責任を果たすということを考えると、学校のことを良く知った人が何人かいるってことは、逆に知らない人が大変だよということなので、そういう意味では、ある程度のサイクルの中で学校を知った人を地域に広めていくという形では、ある程度この入替えというのもある必要があるだろうし、10名以内ということで与えられているのなら、できるだけ使っていきたい。私は、本当は、大北小は人数的に目一杯なのですが、あと1人弁護士を入れたかった。というのは学校は何が弱いかというとトラブルがあったときにどうしたら良いのでしょうかというところが弱いのですね。なので、弁護士を入れたいというふうな形で調整をしたのですけれども、そういう方が見当たらなかったのと、この中から誰かに辞めていただいて代わりに人を入れるということができなかったのも、2名増やすところまでやって来たのですけれども、入替はできなかった。だからある程度学校についても、今学校が置かれていて苦しい立場になる時に、だれが学校にこの交渉対象から見て意見を言えるかというのを見極めた上で、ある程度評議員等をお願いしていくことで、地域の方々から支えていただけるような学校づくりができるのかなと思うのですね、なので

鶴の一声で10名まで増やせというのは簡単なのですが、何で増やすのかというところを分かっていたきたかったので、今回発言させていただきました。どうでしょうかその辺の考え方というのは。

(金子委員) そういう意味では、これを見て一番大きく変わったのは、今回あずま小ですね。多分、校長先生もこれも新たな取り組みということで、小、中を含めた活動を展開していく中で、やはり地域の協力というのは、欠かせないという判断があったのだと思うのですよね、それで区長さんを中心に新たに入っていたいたという形になっているのだと思うのですよね。やはり良く地域のことを知るという意味では区長さんというのは、良いかなと思うのですよね。通常区長さんというのは2年で代わっていくということもあるのですけども、なるべく長くやってもらいたいということも1つあるのでしょうか、軸になる人がいて、その中で回転をしていくというやり方も良いのかなというふうにも思うのですよね。そうした意味では、特に地域との連携というのが強く学校も求めていますし、地域も必要としている。そういう時代ですから、できるだけ協力していただける人を確保して置くというのは、良いことなのだろうと考えます。

(委員長) これは学校の裁量ですか。

(教育長) 学校の校長の考え方で、できるのですね。ただし10名以内とあるのでそれを超えることは、現状では難しいところがあるのですけども、大北小を見ていただくとPTA会長さんを入れてないのですよ。要するにPTA会長が1つ席を取ってしまうと他の人を入れられないので、PTA会長はオブザーバーで出てください、ということにすれば現職はいらなくて済むのですね。だから本部としては来てください。時間がついたら来てくださいと来てもらって、地域の方の声を本部の人と一緒に聞いていてくださいと実際には14人くらいになります。

(松井部長) 校長の任免になりますから、どうしても小学校と中学校でだぶっている人がかなりいますので、多くの人に入ってもらうには、その辺がもったい

ないなと思います。

(委員長) だぶっていても構わないのですか。

(教育長) だぶっていても構わないです。

(松崎委員) 確かに大事な部分もあるのだけれど、私なんかもそうだったけれども、評議員をお願いします。年に2回出てくれれば良いですからみたいな。内容ではなくて、頭数揃えのような。実際学校ごとにいろいろあると思うのですけれども、こういうふうな形で取り組みたくて、そういうことについて意見を言ってもらいたいだとか、そんな形でお願いするときに、こういう形でやりたいのですみたいながあると、受けた側も心構えが違うでしょうしね。

(教育長) 大北小は、区がたくさんあるので区長さんを入れたいのですが、区長を入れると溢れてしまうので、区長は代表という形でしか入れていなくて、そうなって来ると 何で俺んちは入れないんだという思いもあるのですしょうけれども、やはりそういうことを伝えていって、皆が分かっていたければ、そこは理解してもらえるところがあってですね。本当に学校とすると今後考えて行かなければならない部分というのは、全然違う話になってしましますが、例えば、教育委員の中に県等は何を呼びたいかと考えたときに、精神科医を入れたいというのですよ。何かと言うと何万人という教職員を束ねておりますから、その人たちのメンタルヘルスということ考えたときに、どういうふうに対応したら良いのだろうかという意見をもらいたいと、なので私が今考えているのはそういうのと、弁護士についてはこの中に入れなくて、総合教育会議の時々呼べるというところを市長に具申をしておいて、例えば、何が起こるかという教職員の中で、すごく精神を病んでいるような人が多いという状況が出てくれば、そういうときにはメンタルヘルスを呼んでそして意見を聞く、それから、もし訴訟問題等起こったりした場合については、何かというと弁護士が中に入ると強いのですよね。顧問弁護士という形での入り方もあるのですけれど

も、総合教育会議的な部分の中に、その関係者を招集することができるというところに、そういうのを入れといていただけると、多分判断がすごく速いのだと思いますね。顧問弁護士を使うとどういふのだという形で、正式なルートを執らなくてはならないのですけれども、この問題どうしたら良いんだい、知恵を貸してくれないかという形のところが、即座に求めていかなければならないということがあるので、そういうものも必要になって来ると思うのですね、なので自分の学校の危機管理をしていったり、今置かれている状況をどうするかということを考えたときに、そこに入れられる人というのは、充て職の定位置という考え方ではなくて、その時々学校の流れに応じて必要な人たちを入れられるということができるような方向で、学校評議員制度であるという方向を教育委員会が打ち出していけば、例えば、長くいる人たちがチェンジを求められたときにも、こういう考えなのでご理解下さいと持って行けるのかなという気がするのですよね。今後もコミュニティ・スクールという選択肢というのは、いろいろな人から求められると思うのですが、コミュニティ・スクールという形をとっていくとなると制度的に非常に大変ですよね。人事権だとか、それから予算権も出せるなんていうふうなところもあったりするので、学校とするとまだまだ制度が整わないと大変なのですけど、広く意見を聞いてという形で行けば、この評議員制度があるものですから、これをうまく使って開かれた学校づくりというのもみどり市は進めるということを校長先生方にもぎりぎりまで人を人選するようにという形で指示が出せるというふうなところがあるので、今回そんなことで、話題にさせていただきました。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第6、議案第4号 平成27年度みどり市立学校・幼稚園評議委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第7 議案第5号 平成27年度みどり市社会教育委員の委嘱について

(委員長) 日程第7、議案第5号 平成27年度みどり市社会教育委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、金高社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) みどり市社会教育委員設置条例によりまして、社会教育の振興を図るために、みどり市社会教育委員の委嘱をいただいております。任期は2年ということで、昨年度了解いただきまして2年とさせていただきますが、今年度校長先生等の異動、または、PTAの役員の方の変更等もございまして、3名の方が変わられたということで選出団体から推薦がございました。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

(委員長) 金高課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(松崎委員) 社会教育委員の総数は何人ですか。

(社会教育課長) 20名です。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第7、議案第5号 平成27年度みどり市社会教育委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第8 議案第6号 平成27年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について

(委員長) 日程第8、議案第6号 平成27年度みどり市青少年センター補導員の

委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、金高社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) みどり市青少年センター条例によりまして、青少年の健全な育成及び非行防止を図るためにみどり市青少年センターを設置していきまして、その中で補導員の委嘱をさせていただいています。補導員につきましては、任期2年ということで、平成26年度に委嘱をさせていただきました。平成27年度になりまして、先生等の役割分担が変更になったり、役職が変更になったということで、変更が生じたので、推薦団体から選出いただいたということでございます。定数につきましては、60名以内ということでありますが、現状では59名の委嘱をさせていただいています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 金高課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第8、議案第6号 平成27年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第9 議案第7号 平成27年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第9、議案第7号 平成27年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたし

ます。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、金高社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) みどり市人権教育推進協議会の規定に基づきまして、みどり市における人権教育の振興、民主的で明るいまちづくりに関しまして人権教育推進協議会を設置しております。この協議会の委員につきましては、40名以内となっており、昨年度委嘱をさせていただきましたが、今年度につきましては、園長先生や学校の先生の異動、また職員の変更等がございまして、委嘱先または任命先の担当が代わったということで、9名の方の変更の選出団体から推薦がございました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長) 金高課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) 40名以内というところ9名の方たちが新しくということで、今は40名いらっしゃるのでしょうか。

(社会教育課長) 今は33名です。

(金子委員) 備考のところの任命と委嘱というのは、どういった違いがあるのですか。

(社会教育課長) 委嘱につきましては、各団体の選出をしていただきまして教育委員会で委嘱をするということ、職員につきましては新たに人事異動等で任命するということです。

(山同委員) 人権教育推進協議会委員の方の活動というのは、主にどんなことがあるのでしょうか。

(社会教育課長) 人権教育というところの主に言いますと、インターネットのいじめ対策ですとか、そういったものについての協議をいただくのと、講演会等をするために必要な講師を選んでいただいています。

(金子委員) 学校等で児童の講演というのでしょうか、講習会みたいなそんな授業も

やっているみたいですね。

(社会教育課長) 学校の先生を対象として人権の関係ですとか、あとは職員に対しての人権教育というのもししています。

(教育長) あとは、大きくは人権標語の募集を掛けたりして選考していただいていると、年に1度人権標語という形で小、中学生から募集を掛けて、あちらこちらにポスターができていると思うのですが、協議会で協議をしていただいているという形です。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第9、議案第7号 平成27年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第10 議案第8号 平成27年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第10、議案第8号 平成27年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、金高社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) みどり市公民館条例に置きまして、公民館運営審議会というのを設置しています。この運営審議会につきましては、昨年2年間ということをお願いをしましたが、そのあと平成27年度になりまして、人事異動等により異動が生じたので、選出団体から選出いただいたということでございます。3名の方が変更ということでよろしくご審議のほどお願いいた

します。

(委員長) 金高課長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第10、議案第8号 平成27年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第11 議案第9号 平成27・28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について

(委員長) 日程第11、議案第9号 平成27・28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局にて議案朗読)

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、高山富弘美術館事務長より内容説明をお願いいたします。

(富弘美術館事務長) 富弘美術館管理運営委員定員10名以内、任期が2年となっております。25、26年度の任期につきまして、新たに候補者10名の委嘱をしたいのですが、25、26年度につきましては9名でした。今回1名の方は以前運営委員をしていた方で、1名の方は前任の方の代わりということで2名の方を新任という形でお願いします。他の8名の方につきましては、再任になります。よろしくお願いします。

(委員長) 高山事務長からの説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第

11、議案第9号 平成27・28年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦労様でした。

・閉会：午後4時55分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 教育長報告 (報告)
- ・日程第4 : 報告第3号 教育長の専決に関する報告(臨時職員の任用)について
(承認)
- ・日程第5 : 議案第3号 議会の議決を経るべき議案の原案について(平成27年度一般会計補正予算(補正第1号)、富弘美術館事業特別会計補正予算(補正第1号)) (可決)
- ・日程第6 : 議案第4号 平成27年度みどり市立学校・幼稚園評議委員の委嘱について (可決)
- ・日程第7 : 議案第5号 平成27年度みどり市社会教育委員の委嘱について (可決)
- ・日程第8 : 議案第6号 平成27年度みどり市青少年センター補導員の委嘱について (可決)
- ・日程第9 : 議案第7号 平成27年度みどり市人権教育推進協議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第10 : 議案第8号 平成27年度みどり市公民館運営審議会委員の委嘱について (可決)

- ・日程第 11 : 議案第 9 号 平成 27・28 年度富弘美術館管理運営委員の委嘱について (可決)